

第35回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年 4月27日 (月曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | | |
|-----|----------------|---------------------------------------|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | | |
| 第 2 | 会期決定について | | |
| 第 3 | 会務報告 | | |
| 第 4 | 報告第 87号 | 令和元年度標茶町農業委員会業務報告について | |
| 第 5 | 報告第 88号 | 農地の賃借料情報の算定について | |
| 第 6 | 報告第 89号 | 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 9件 |
| 第 7 | 議案第181号 | 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 5件 |
| 第 8 | 議案第182号 | 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第 9 | 議案第183号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第10 | 議案第184号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第185号 | 農用地利用集積計画の作成の要請について | 5件 |
| 第12 | 議案第186号 | 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価(案)について | |
| 第13 | 議案第187号 | 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画
(案)について | |
| 第14 | 議案第188号 | 令和2年度標茶町農業委員会事業計画について | |
| 第15 | 議案第189号 | 農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直し
について | |

○出席委員(14名)

1番	澁谷 洋 君	2番	高松 俊男 君	3番	高原 文男 君
4番	橘 澄子 君	5番	嶋中 勝 君	6番	甲斐やす子 君
7番	森田 享子 君	8番	大泉 義明 君	9番	渡邊 裕義 君
10番	平間 清 君	12番	熊谷 英二 君	13番	津野 齊 君
15番	高橋 政寿 君	16番	佐瀬日出夫 君		

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■ 君

○欠席委員(2名)

11番 類瀬 正幸 君 14番 笛木 眞一 君

○その他出席者

事務局長	相撲 浩信 君	振興係長	不藤さとみ 君
農地係長	小幡 裕也 君	主 事	大河原 広 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第35回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前11時13分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

9番・渡邊君 10番・平間君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第35回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第87号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第87号、令和元年度標茶町農業委員会業務報告についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

報告第87号について説明させていただきます。

令和元年度標茶町農業委員会業務報告について、令和元年度標茶町農業委員会業務について、次のとおり報告するものであります。

令和元年度標茶町農業委員会業務報告書、別紙のとおりです。

令和元年度標茶町農業委員会業務報告書。

1 総会等会議招集の状況

(1) 総会等会議開催回数

定例総会、12回。

特別委員会、5回。

あっせん委員会、32回。

その他、16回。

特別委員会については、農政部会、農地部会、その他については、全体協議会、広報委員会、研修委員会、農地利用状況調査等となっております。

(2) 総会等議案数及び延件数

議案、議案数69件、延件数313件。

報告、議案数25件、延件数87件。

2 農地の移動状況

(1) 農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法）に基づく移動

売買あっせんについては、農地保有合理化、農家対農家、合計件数で54件、面積は1,117.8ha。

賃貸借のあっせんについては、農地保有合理化22件。

農家対農家6件。

農地中間管理事業、0件。

農家対農家70件。

合計、99件、合計面積1,381.7ha。

使用貸借、農家対農家7件、面積704.3ha。

以上で、合計160件、面積合計3,203.8haとなります。

(2) 農地法第3条の許可による移動

移動内容、一般相対による売買14件、面積406.4ha。

使用貸借、1件、131.5ha。

賃貸借、1件、2.5ha。

地上権の設定、1件、0.7haとなります。

(3) 農地法第3条の3の規定に基づく届出、こちらは農地の相続の届出となります、8件、95.3ha。

(4) 農地法第4条の規定に基づく農地転用6件、7.6ha。

(5) 農地法第5条の規定に基づく農地転用10件、3.0ha。

(6) 農地法第18条第6項の規定による合意解約26件。

次のページになります。

(7) 特定農地貸付に係る農地法の特例に関する法律に基づく貸付承認、1件となっております。

3 委員の調査活動状況

調査活動の内容。

農地法第3条の調査17件に対しまして、委員数17名。

農地法第4条の調査6件に対しまして、委員数19名。

農地法第5条の調査10件に対しまして、委員数32名。

農地法第30条の調査、こちらにつきましても農地パトロールとなりまして、委員数16名。

農用地利用集積計画の調査70件に対しまして、委員数70名。

農業振興地域整備計画の調査30件に対し、委員数90名。

現況調査26件に対し、委員数90名。

以上になります。

4 委任業務関係

(1) 委任業務の会議開催状況、こちらにつきましては、令和2年の2月に開催致しました、農業者経営移譲年金受給説明相談会1回となっております。

(2) 委任業務の処理状況。

内容につきましては、農業者老齢年金受給裁定請求、14件。

諸変更届出のうち、通常加入申込・変更等申出書、9件。

政策支援加入申込・変更等申出書、3件。

死亡関係届出書、9件。

その他の届出、7件。

農業者経営移譲年金等受給者現況届に係る証明243件となっております。

5 その他

内容、贈与税並びに不動産取得税に係る経営継続証明、11件。

不動産取得税の課税標準の特例控除に係る証明、21件。

現況証明、26件。

農用地耕作証明、6件。

その他の証明、16件となっております。

この報告書につきましては、承認されたのち農業委員会ホームページにて公表していきたいと思っております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第87号は報告のとおり承認されました。

◎報告第88号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第88号、農地の賃借料情報の算定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第88号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の算定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり算定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報、別紙のとおりであります。

標茶町賃借料情報、平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

令和2年5月1日。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名、標茶町全域。

平均額2,600円。

最高額3,200円。

最低額500円。

データ数は491筆。

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、5月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第88号は報告のとおり承認されました。

◎報告第89号

○会長（佐瀬日出夫君）日程第6。報告第89号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容9件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号9まで内容9件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

報告第89号について説明いたします。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり9件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出面積、56.0ha。

指名年月日、令和2年4月15日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員は、渡邊委員、嶋中委員、熊谷委員、大泉委員。

なお、番号2から番号3まで、指名年月日、番号2から番号9までにつきましては申出の種類、番号2から番号3につきましては、指名あっせん委員が番号1と同じですので説明を省略させていただきます。

番号2。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、46.6ha。

番号3。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、41.1ha。

番号4。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、51.4ha。

指名年月日、令和2年4月16日。

指名あっせん委員、笛木委員、大泉委員、高原委員、熊谷委員。

なお、番号5から番号9につきましては、指名年月日が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、46.8ha。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、甲斐委員、高原委員。

番号6。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、36.3ha。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

番号7。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、1.5ha。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員、高橋委員。

なお、番号8につきましては、指名あっせん委員が番号7と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号8。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、98.4ha。

番号9。

あっせん申出者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

申出面積、67.7ha。

指名あっせん委員、澁谷委員、高松委員、甲斐委員、高原委員。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号1から番号9まで内容9件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号9まで内容9件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第89号、内容9件は報告のとおり承認されました。

◎議案第181号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第7。議案第181号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

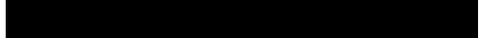
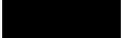
○農地係長(小幡裕也君) はい。

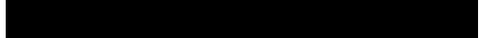
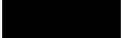
議案第181号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり5件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字クチヨロ原野北13線1-1の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、134,100㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年1月25日。

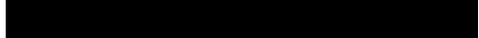
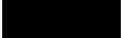
契約期間は、平成28年1月25日から令和3年1月24日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年3月31日。

土地の引渡し時期、令和2年3月31日。

なお、番号2につきましては、賃借人、設定内容が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

賃貸人、、さん。

土地の表示、字クチヨロ原野北16線西15の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、42,861㎡。

契約年月日、平成31年4月26日。

契約期間は、平成31年4月26日から令和11年4月25日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年4月7日。

土地の引渡し時期、令和2年4月7日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第181号、番号1及び番号2について報告致します。

4月21日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、XXXXXXXXXX及びXXXXXXXXXXさんと、賃借人、XXXXXXXXXXさんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）

番号3。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字阿歴内9-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、223,018㎡外3筆、合計面積は463,148㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成28年7月28日。

契約期間、平成28年7月28日から令和3年7月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年4月9日。

土地の引渡し時期、令和2年4月9日。

なお、調査結果につきましては、津野委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 13番・津野君。

○13番（津野 斉君） 13番・津野です。

議案第181号、番号3について報告致します。

4月19日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人の■■■■さんと、賃借人の■■■■さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3は、原案可決されました。

続いて、番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）

番号4。

賃貸人、■■■■、■■■■さん。

賃借人、■■■■、■■■■さん。

土地の表示、字熊牛原野12線西9-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、19,085㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成29年10月27日。

契約期間は、平成29年10月27日から令和2年10月26日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年4月13日。

土地の引渡し時期、令和2年4月13日。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 7番・森田君。

○7番（森田享子君） 7番・森田です。

議案第181号、番号4について報告致します。

4月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人、[]さんと、賃借人、[]さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました7番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については、原案可決されました。

続いて、番号5を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）

番号5。

賃貸人、[]、[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字ヌマオロ原野基線85-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,288㎡外18筆、合計面積は501,544㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年8月28日。

契約期間、令和元年8月28日から令和6年8月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年4月13日。

土地の引渡し時期、令和2年4月13日。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第181号、番号5について報告致します。

4月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃借人の要望により、賃貸人と合意解約するものです。

賃貸人の[]さんと、賃借人の[]さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期は6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は、原案可決されました。

（[]君復席）

以上をもって、議案181号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第182号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第182号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第182号について説明致します。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件であります。

番号1。

区分、除外。

地番、字阿歴内原野北3線180番地1。

現況地目、畑。

面積、40,139㎡の内375.01㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[]、[]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅 81.98㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通しは、該当ありません。

土地選定の理由、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては橘委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 4番・橘君。

○4番（橘 澄子君） 4番・橘です。

議案第182号、番号1について報告を致します。

4月16日に事務局より調査の依頼があり、4月22日に津野委員、甲斐委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の6ページから10ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農用地を農用地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われれます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおりと確認をしております。

当該地は周辺に代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・橘君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字虹別原野63線144番地1。

現況地目、畑。

面積、48,208㎡の内900.05㎡

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅129.12㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、高原委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第182号、番号2について報告致します。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月16日に笛木委員、大泉委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから5ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]さんが農家住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し、問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第182号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第183号

いては問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

（ 君復席）

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

譲渡人、 、 さん。

譲受人、 、 さん。

土地の所在、字標茶685-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、27,048㎡。

契約の種類、交換。

権利移転設定の理由、譲渡人、交換により譲受人へ所有権を移転するため、譲受人、交換により所有権の移転を受けるため。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人が689,156.90㎡。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

なお、番号2につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査結果をもとに代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第183号、番号2について報告致します。

4月9日に事務局より調査依頼があり、4月14日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の さんは、交換により譲受人へ所有地を移転するため、農地を譲渡し、譲受人の さんは、交換により所有権の移転を受けるため今回の申請となりました。

権利を取得する、 さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しております。

 さんが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営農地面積は申請地を含め約68.9haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で代理報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

譲渡人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

譲受人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野60線126-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、11,531㎡外5筆、合計面積は47,022㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金2,800,000円。

世帯員又は構成員、譲受人2名。

畑、採放地については、譲受人が47,022㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号3につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査結果をもとに代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第183号、番号3について報告致します。

4月9日に事務局より調査依頼があり、同日現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人のXXXXXXXXXXさんは、相手方要望のため農地を譲受し、譲受人のXXXXXXXXXXさんは新規の所有適格法人要件に該当するため、今回の申請となりました。

権利を取得する、XXXXXXXXXXさんの構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しまし

た。

■さんが申請地を譲受後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認しましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

また経営農地面積は申請地を含め約4.7haとなりますので、下限面積要件は満たしております。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、要件を満たしておりますので、許可については問題ないと判断致します。

以上で代理報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました14番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第183号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第184号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第184号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第184号について説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示については、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、■、■さん。

転用者、■、■さん。

土地の所在、字虹別原野63線144-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、900.05㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、農家住宅建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

整地、770.93m³。

住宅、129.12m²。

調査委員は、高原委員、笛木委員、大泉委員。

なお、調査結果につきましては高原委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 3番・高原君。

○3番（高原文男君） 3番・高原です。

議案第184号、番号1について報告いたします。

4月10日に事務局より調査の依頼があり、4月16日に笛木委員、大泉委員と私、事務局より大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから5ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、■■■■で営農している■■■■さんで、貸主の■■■■さんの土地に、農家住宅の建設を目的とした、永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致しました。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続ける上で必要な建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました3番・高原君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第184号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第185号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第185号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第185号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり5件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字熊牛原野21線東3-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,377㎡外1筆、合計面積は31,284㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年4月30日から令和7年4月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月30日。

金額は、年間90,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに自宅に支払うとなっております。

なお、調査結果については、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第185号、番号1について報告致します。

4月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明ならびに調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて、番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字標茶163-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、17, 116㎡外23筆、合計面積は155, 661㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年4月30日から令和7年4月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月30日。

金額は、年間387, 500円。

支払方法、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、平間委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 10番・平間君。

○10番(平間清君) 10番・平間です。

議案第185号、番号2について報告致します。

4月13日付けで事務局より調査依頼があり、4月24日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました10番・平間君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて、番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字クチョロ原野北16線西15の内。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、42,861㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年4月30日から令和12年4月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月30日。

金額は、年間90,000円。

支払方法は、毎年12月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第185号、番号3について報告致します。

4月13日付けで事務局より調査依頼があり、4月21日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野671-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,842㎡外1筆、合計面積は48,901㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、令和2年4月30日から令和12年4月29日まで。

土地の引渡時期、令和2年4月30日。

金額は、年間156,483円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

土地の所在、字虹別原野671-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,125㎡外1筆、合計面積は49,185㎡。

金額は、年間157,392円。

なお、笛木委員に結果を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査結果をもとに代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第185号、番号4から番号5について報告致します。

4月13日付けで事務局より調査依頼がありまして、4月14日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[]さん、[]さんは、農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で代理報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4から番号5まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました14番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については原案可決されました。

以上をもって、議案第185号、内容5件は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前12時15分

再開 午前12時21分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引続き会議を開きます。

◎議案第186号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第186号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第186号について説明させていただきます。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、別紙のとおりとなっております。

内容につきましては、先ほどの全体協議会の中で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第186号は原案可決されました。

◎議案第187号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第187号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第188号について説明をさせていただきます。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、次のとおり策定したので議決を求めるものであります。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）は、別紙のとおりとなっております。

なお、説明につきましては先ほどの全体協議会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどを宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第187号は原案可決されました。

◎議案第188号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第14。議案第188号、令和2年度標茶町農業委員会事業計画に

ついてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長不藤君。

○農地係長（不藤さとみ君） はい。

議案第188号について説明をさせていただきます。

令和2年度標茶町農業委員会事業計画について、令和2年度標茶町農業委員会事業計画を定めたので、承認を求めるものであります。

令和2年度標茶町農業委員会事業計画は、別紙のとおりとなっております。

この事業計画につきましては、毎年4月に標茶町農業委員会の計画として、事業計画を定めているものであります。

活動方針のみ読み上げて提案をさせていただきます。

令和2年度標茶町農業委員会事業計画。

II 活動方針

1 農業委員会活動を実現するため農業委員自ら実践行動に取り組む。

2 地区担当制により農業者の声を幅広くくみとり、きめ細かな農業委員会活動を展開する。

その他の内容につきましては、記載の通りでございますので、省略致します。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第188号は原案可決されました。

◎議案第189号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第15。議案第189号、農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第189号について説明をさせていただきます。

農地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、農業委員会等に関する法律第7条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成29年7月31日制定）を見直すことについて議決を求めるものであります。

農地等の利用最適化の推進に関する指針（案）別紙のとおりであります。

一番下の、4番、その他の指針は、年度初めに見直しを行うことを原則とする、とありますので昨年度のものを見直した次第でございます。

主な変更点は、2番の担い手への農地利用集積について。

これは標茶町耕地面積、28,900haから、公共牧野などの3,500haを除いた、95%の集積率を目指す設定となっており、令和2年度の目標は、目標41haとなっております。

これを、10年後の95%を達成するために、毎年集積実績に基づいて計算した値が、今年については40haとなった次第でございます。

主な変更点は以上です。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第189号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第35標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第35回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

寒い中どうも御苦労さまでした。

（午前12時21分閉会）